

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第21回 ミャンマー

2023年 1月

ミャンマーの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	11
税務調査および異議申立て・税務訴訟	12
ホットトピック	13

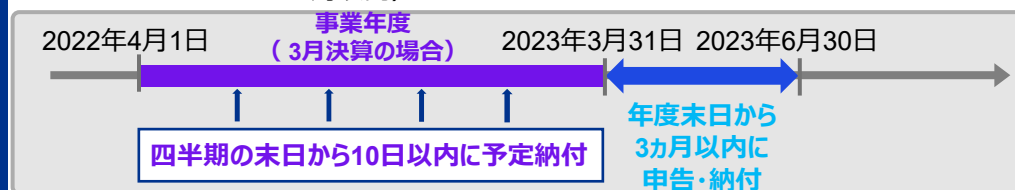
税制概要



- ミャンマーの政治体制は、大統領制、共和制で、大統領を国家元首としており、議会は上院（民族代表院）・下院（国民代表院）の二院制である
- 言語：ミャンマー語
- 通貨：ミャンマーチャット（MMK）
- 居住法人：ミャンマー会社法（Companies Law 2017）の下で設立された法人
- 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：なし
- 日本との社保協定：なし
- 中央政府の税務当局名称：ミャンマー内国歳入庁（Internal Revenue Department ; IRD）

法人所得税（Corporate Income Tax）

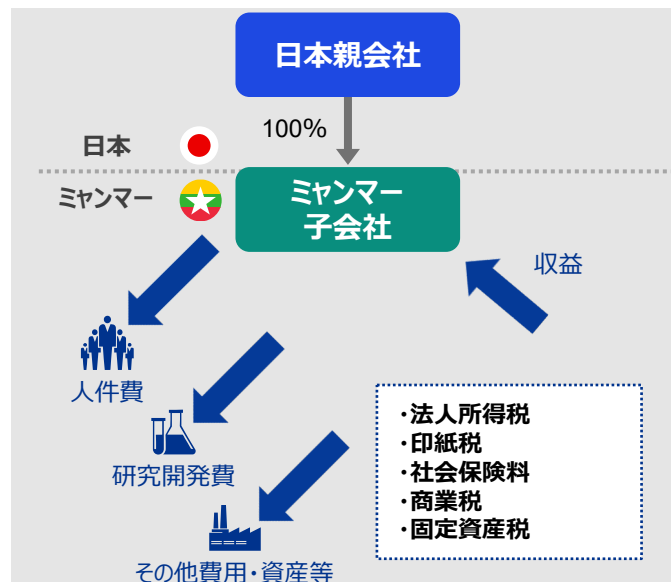
税率	22%（上場企業：17%） キャピタルゲインは10%（ただし、年間の資本性資産の譲渡価額合計がMMK10M以下であれば、課税はない）
課税年度	4月1日から翌年3月31日
申告納付期限	事業年度終了後3ヵ月以内（キャピタルゲインの申告は譲渡日から1ヵ月以内）



事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

固定資産税	ヤンゴンにおける土地・不動産の保有に対して8%（+3.25%～8.5%その他付帯税）の税率で課税される。
商業税 Commercial Tax	諸外国で課税されている付加価値税に類似する税金である。ミャンマーで販売・提供される物品・サービスおよび輸入に対して課される。基本税率は5%である。
政府関係諸費用	ミャンマーでの支店の設立には、約USD100が課せられる。
印紙税	広範な文書や一定の取引に対して課される。（例：資産譲渡については対価の2%）

事業課税（事業期間中）（1/2）



中小企業の特例

新規設立の製造業にかかわる中小企業は、設立年を含む3年間、年間MMK 10百万までは免税。

中小企業の定義：

- ・ 小規模会社：従業員数が50名を超えず、投資額が5億チャットを超えない会社
- ・ 中規模会社：従業員数が300名を超えず、投資額が5億チャットから10億チャットを超えない会社

ミャンマー法人所得税

税率	22%（上場企業：17%）
課税所得計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算定する。 なお、所得が種類別に計算されるスケジューラー制度を採用。
欠損金	繰越期限 3年間繰越し可能 繰戻し 不可
キャピタルゲイン・ロス	・ キャピタルアセットに該当する資産の譲渡損益は通常所得とは分離されて取り扱われる（なお、年間のキャピタルゲインはMMK1,000万を超過しない場合は免税） ・ キャピタルゲインは10%の税率で課税される。キャピタルゲインが発生してから1ヵ月以内に申告しなければならない ・ キャピタルロスは通常の所得と相殺できず、また繰り越しもできない。ただし、同一の税務年度に生じたキャピタルゲインからは相殺できる
中間納付	各四半期末の10日以内に予定納付を行う。
法人所得税債務の時効	申告期限から6年（不正と判断される場合は12年）
連結納税制度	なし
税制改正	Union Tax Lawとして年に一度改正される。（例年9月頃公表）

事業課税（事業期間中）（2/2）



課税所得の計算方法

（所得の種類別に計算）

会計上の税引前当期利益

- （+）益金算入項目
- （+）損金不算入項目
例：資本的支出
会計上の減価償却費
- （-）益金不算入項目

- （-）損金算入項目
例：税務上の減価償却費

当期課税所得

- （-）税務上の繰越欠損金

課税所得

- （×）法人所得税率

法人税額

- （-）源泉税額
- （-）中間納付税額

差引法人税額

法人所得税の計算上注意を要する項目

一般原則

会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用は損金算入可能である。損金算入可能な費用は収益性の支出である必要があり、資本性の支出はCapital Allowance制度の下、特別に法で認められた場合にのみ損金算入可能となる。

売上原価

平均法、先入先出法のいずれかを選択。

準備金および引当金

準備金・引当金の繰入額は損金算入できない。

固定資産の償却費

固定資産の減価償却は、IRDが認めた償却率で計上することができ、それを超える減価償却費は損金として認められない。

例：

- ✓ 建物：1.25%（80年）～10%（10年）
- ✓ 機械装置：2.5%（40年）～20%（5年）
- ✓ 車両：12.5%（8年）～20%（5年）

寄付金

税務当局により認められた団体への寄附金は、総所得の25%まで損金算入できる。

受取配当

受取配当は益金不算入となる。

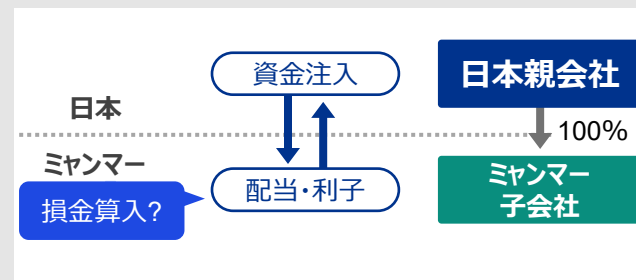
損金不算入の費用

- 資本的支出
- 事業に関連しない個人的支出

事業課税（資金注入、資金還流時）

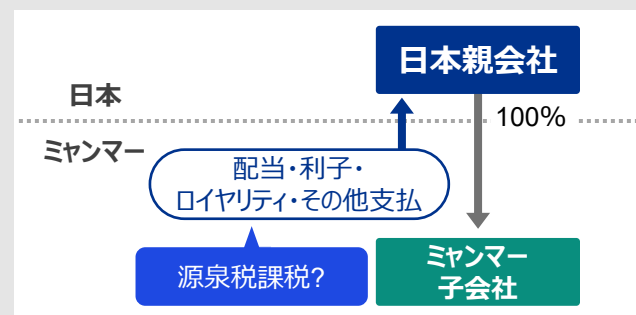
資金注入した 場合の留意点

- ・ 過少資本税制はない



利益の送金 および 関連者取引

- ・ 利子（関係会社間貸付）およびロイヤリティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる
 - ・ 配当：0%
 - ・ 利子：15%
 - ・ ロイヤリティ：15%
 - ・ 物品購入にかかる支払・サービス代金の支払：2.5%
- ・ 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない

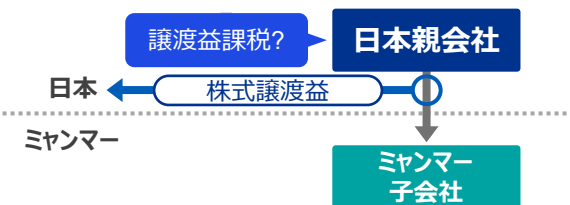


事業課税（撤退時）



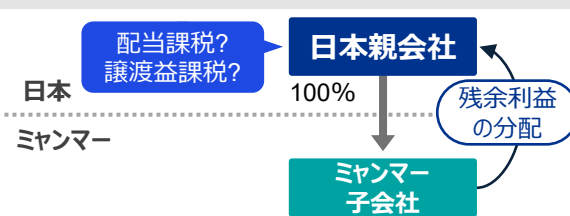
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 株式譲渡所得に対する法人税について、譲渡益は10%の税率で課税される（譲渡資産の時価がMMK 10百万以下の場合は免税）



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、残余財産のうち、資本金相当を除いた部分（留保利益）の分配については、配当金とされ、課税されない
- また、残余財産のうち、資本金相当の分配が投資簿価を超える金額について、10%のキャピタルゲイン税が課される



納税要件・課税範囲



			居住法人		非居住法人（外国法人）	
課税所得の範囲			全世界所得		- ミャンマーの税法上、恒久的施設（PE）の定義は存在しない。外国法人はミャンマー国内源泉所得にのみ課税される - 外国法人が受領するサービス収入は、2.5%の税率で源泉徴収課税される - また、MIC認可法人や経済特区入居法人は、居住者法人に分類され、居住者法人と同様、22%の法人所得税が課される	
投資先	居住法人	配当等	国内法人からの受取配当については非課税。		免税	
		株式等の譲渡	譲渡利益	- キャピタルアセットに該当する資産の譲渡損益は通常所得とは分離されて取り扱われる（なお、年間の取引額はMMK1,000万を超過しない場合は免税） - キャピタルゲインは10%の税率で課税される	譲渡益は10%の税率で課税される。	
			譲渡損失	キャピタルアセットに該当する資産の譲渡損益は通常所得とは分離されて取り扱われるため、キャピタルロスは通常の所得と相殺できない。		
	非居住法人	等配当	居住者法人の全世界所得に対して法人所得税が課されるが、外国からの受取配当は非課税となると思われる。			
		株式等の譲渡	譲渡利益	- キャピタルアセットに該当する資産の譲渡損益は通常所得とは分離されて取り扱われる（なお、年間の取引額はMMK1,000万を超過しない場合は免税） - キャピタルゲインは10%の税率で課税される		
			譲渡損失	キャピタルアセットに該当する資産の譲渡損益は通常所得とは分離されて取り扱われるため、キャピタルロスは通常の所得と相殺できない		
国外支店の所得の取扱い			通常の課税所得として課税される。			
CFC税制			現行の法制度はない。			

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税



国内向け払いにかかる源泉税	配当：0% 利子：0% ロイヤリティ：10%
従業員の雇用にかかる税務等	健康保険制度（Health and Social Care Fund） 月額給料の5%（算定月額給料の上限MMK 30万／月、雇用主負担：3%） Social security: Employer 3% and Employee 2%
商業税 (Commercial Tax)	諸外国で課税されている付加価値税に類似する税金である。 課税取引 ミャンマーで販売・提供される物品とサービスおよび物品の輸入に対して課される。 税率 標準税率は5%である（一定の農産物、教育サービス等の特定の物品・サービス提供は非課税取引とされる。タバコ、宝石類、酒類等の特定品目については、最大80%までの高い税率が課せられている）。 申告期限および納付期限 納付：毎月（翌月10日までに） 申告：四半期ごとに各四半期末の翌月末まで申告書を提出する必要がある。また、年度末から3ヵ月以内に、年間申告書の提出が必要である。 登録 年間売上高がMMK50百万以上の企業は、Commercial Taxの納税義務者として登録する義務がある。
印紙税	契約、抵当権設定契約等の締結、債券（対価の0.5%）等の発行、資産・不動産の譲渡（対価の2%）の際に発生する。
デジタル課税	なし



法人課税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
MIC登録企業 (Myanmar Investment Law 2016)	投資促進分野通達 (Classification of Promoted Sector, MIC Notification No.13/2017) に記載された事業・特定の輸出事業に参入し、ミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission ; MIC) に登録・申請した企業	• 所得税の免除 (Income Tax Holiday) : 投資を行う地域に応じて免税期間が異なる ✓ Zone 1 (開発が進んでいない地域) : 7年 ✓ Zone 2 (適度に開発が進んだ地域) : 5年 ✓ Zone 3 (開発が進んだ地域) : 3年 • 関税およびその他の内国税の免税・減免 • MIC許可または是認 (Endorsement) を得た事業により獲得した利益を、1年以内に当該事業または類似の事業に投資する場合、当該再投資により獲得した利益の所得税は免税・減税 • 固定資産の加速償却の選択が可能 (投資に使用される機械、設備、建物または資本資産の規定耐用年数よりも短い減価償却期間を利用して減価償却費を計算することが可能) • ミャンマー国内での研究開発費の損金算入 (課税所得の10%まで)
経済特区への入居企業 (Myanmar Special Economic Zones Law of 2014)	指定された経済地区 (Special Economic Zones ; SEZ) に進出した企業	• 所得税の免除 (Income Tax Holiday) : 進出地区に応じて免税期間が異なる ✓ フリーゾーン (Free Zone) : 7年 ✓ プロモーションゾーン (Promotion Zone) : 5年 • 所得税の免除期間の満了後の5年間、所得税の50%の減免 • 上記の所得税減免期間事業の満了後の5年間、事業により獲得した利益を留保し、1年以内に再投資する場合、当該利益の所得税の50%の減免 • 欠損金の繰越期限は5年まで延長できる • 関税およびその他の内国税の免税・減免

企業進出形態の比較



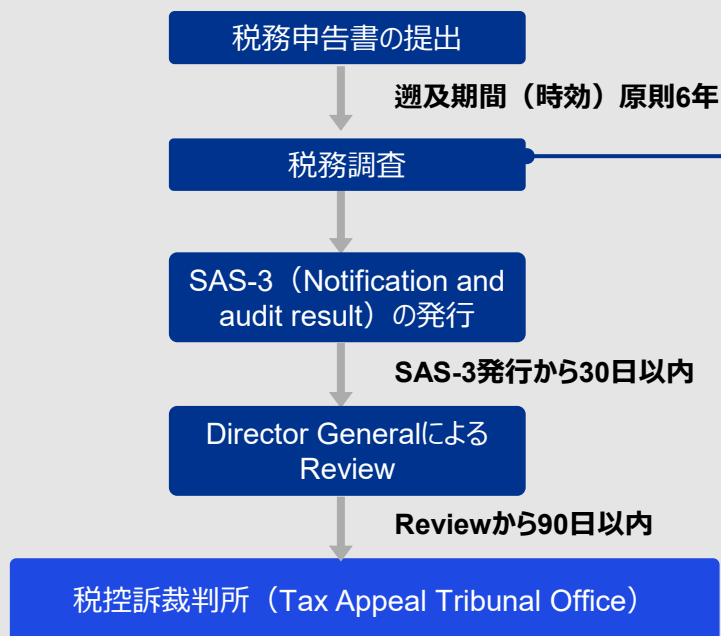
	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	- 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、ミャンマーでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接ミャンマーで裁判の当事者とされることは基本的にはない - 日本の親会社がミャンマー税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、ミャンマーにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む	- 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる - 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可
支店・駐在員 事務所 (Overseas Corporation)	- 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる - 本社経費を合理的な範囲でミャンマー源泉所得に配賦し、ミャンマーの課税所得から控除できる	日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、ミャンマーの裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる
出張 ベース	法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる	- ミャンマー進出の規模は相当程度限定される - 出張者のミャンマーでの活動および滞在日数によっては、日本本社がミャンマーにおいて拠点を有してミャンマー源泉所得を稼得していると認定される可能性がある - 日本とミャンマーの間で租税条約が締結されていないため、それぞれの国において出張者の所得が国内源泉所得と判断され、個人所得税が二重に課税されるおそれがある

※会社法上、支店も駐在員事務所のいずれもOverseas Corporationに分類され、税務上はいずれもミャンマー国内源泉所得にのみ課税される



税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス



当局の執行体制

税務当局の名称：Internal Revenue Department（IRD）

税務調査の執行上の特徴

- LTO、MTO-1に続き、2020年10月1日以降に提出する申告書からMTO-2管轄企業においても、自己申告課税制度が採用される。これにより、外資系企業は原則すべて自己申告制度に移行するため、今後税務調査が広く行われることが想定される
- 税務調査期間に関する定めはないが、税務調査開始時に、担当官から想定される税務調査期間が通知される。ただし、必要に応じて期間は延長される

紛争解決手続き

- ① 税務調査
税務調査対象に選定された企業には、管轄税務署から通知が送付される。税務調査の実施結果について、SAS-3を発行される。
- ② Director GeneralによるReview
SAS-3の内容に合意できない場合には、企業はSAS-3発行日から30日以内に、Director GeneralによるReviewを申請することができる。
- ③ 税控訴裁判所（Tax Appeal Tribunal Office）への提訴
Director GeneralによるReviewに合意できない場合には、90日以内に税控訴裁判所に提訴することができる。

ホットトピック（税務調査の論点も含む）



01

自己申告納税制度の導入

論点：2020年10月以降すべての外資系企業が自己申告納税制度に移行した。これにより、今後は外資系企業に対する税務調査の活発化が想定されるが、自己申告納税制度に関する企業側の準備ができていない。

対応策：企業側においても、税法を理解する。申告調整項目を把握する。関連書類の整備・保存を行うといったことが求められるが、その経験が乏しい。そのため、担当者の教育と社内規定の整備を行い、税務調査に耐え得る体制を構築することが重要である。

02

個人所得税のE-Filing

論点：個人所得税のE-Filingが必要になったが、E-Filingシステムにアクセス権のある従業員は、法人税のE-Filingシステムと個人所得税のE-Filingシステムの両方にアクセスできる状況になるため、秘匿性の高い給与などの個人情報情報へのアクセスが可能となる。

対応策：社内でE-Filingシステムにアクセスできる従業員を管理・制限して、不用意に重要な個人情報情報が漏れないような対応をとることが重要である。

ミャンマーの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

ミャンマーにおける移転価格税制の概要

移転価格税制の概要15

ミャンマーにおける特有の事項およびホットトピック

国外関連取引に関連する現地税制16

移転価格税制の概要



ミャンマーにおける移転価格税制

ミャンマーでは、移転価格税制および移転価格文書化制度は導入されていない。



移転価格税制はないものの、一般的な法人税法の租税回避規定・損金不算入規定に基づき課税が行われる可能性があるため、留意は必要である

国外関連取引に関連する現地税制



General anti avoidance - 一般的な租税回避否認規定

税務当局は、租税回避のために実行された人為的または架空の取引と見做される取引について、取引を税務上無効なものとして取り扱うことが可能である。したがって、関連者間取引の金額が不合理な金額である場合、当局が損金否認を行うリスクがある。

General deduction rule - 一般的な損金否認規定

税務当局は、事業規模に見合わない金額の費用の損金性を否認することが可能である。したがって、関連者間取引の金額が過大である場合、当局が損金否認を行うリスクがある。

対応方法に ついての助言

- 移転価格税制が導入されていないミャンマーにおいても、合理的な関連者間取引の価格設定ポリシーを構築する必要がある

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.